

フランスにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協	(1)	輸出入許可取得の煩雑さ	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 (継続) ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。 (継続)	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。 ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	・ワシントン条約
	時計協					
16 雇用	日機輸	(1)	就労ビザ等の取得困難	・国際企業にとって、要員の迅速な派遣は、事業の円滑・効率的経営に不可欠であるが、企業内派遣者およびその家族に関する労働滞在許可証取得に時間と手間がかかっている。 (内容、要望ともに追加)	・労働・滞在許可証取得の簡素化、迅速化、安定化を要望する。	・フランス移民法
	日機輸	(2)	有期雇用の可否	・有期雇用は、季節性、臨時性ある仕事のみ認められている。	・柔軟な要員調整が保証される制度を確立して欲しい。	
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	私的複製補償金制度	・補償金制度の受益者が料率表を決定するという不公平な制度になっているため、常に事業者にとって不利な料率表が一方向的に決定されている。また補償金収入の25%が文化振興に使用されていることから、政府も受益者として不正な補償金制度を支持している。それに加え、第15決定で定める現行料率表は法的疑義のあるものであるため、事業者は法的安定性・公平性に欠く状況の中で対象製品の企画販売及び補償金の支払を強いられている。 (変更、要望追加)	・制度趣旨及び製造者の意向も十分に反映した公平な制度運用をすべきである。 ・また、補償金を文化振興のために使用することはディレクティブ違反であるのでやめるべきである。	・知的所有権法典に関する1992年7月1日の法律(法律第92-597号)第311の5条